

## 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 実習生受入れ要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）における実習生の受入れに関し、必要な事項を定める。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実習委託者…法人に実習を委託しようとするすべての団体をいう。
- (2) 実習生…医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、臨床工学技師及び視能訓練士等の養成を目的とする団体に所属する学生並びに法人以外の団体に所属する者等で、実習委託者からの申請に基づき、法人が実習生として受入れを承諾したすべての者をいう。
- (3) 個人情報…個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条の規定を準用する。この場合において、個人情報保護法第二条第一項中の「生存する個人」とあるのは、「生存する個人及び死亡した個人」と読み替えるものとする。
- (4) 秘密…前号に定める「個人情報」を含む、一般的に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいう。

### (実習委託料)

第3条 実習委託者は、法人に実習委託料を納入するものとする。

- 2 実習委託料の額は、法人と実習委託者とで協議した上で決定する。
- 3 法人は、実習委託者に対し、請求書を発行する。実習委託者は、特に定めがある場合又はこの項の規定によりがたい場合を除き、当該請求書に記載された期日までに実習受託料を納入しなければならない。

### (感染管理)

第4条 実習委託者は、別に定める様式による「抗体検査及びワクチン接種状況調査書」、「抗体検査及びワクチン接種状況調査書の提出について」及びその記入事項を証明するに足る書類を実習開始前までに法人に提出するものとする。

- 2 前項の様式は、当該様式記載事項を具備した書面をもって代えることができる。
- 3 法人は、当該「抗体検査及びワクチン接種状況調査書」及び「抗体検査及びワクチン接種状況調査書の提出について」の記載内容に基づき、法人内部で協議した上で、実習生に対し、実習の一部又は全部を制限することができる。

- 4 法人の実習指導者は、実習生に対し、実習開始前までに感染防止に関する研修を実施しなければならない。
- 5 法人の実習指導者が前項に定める研修を実施し、当該内容を遵守することを実習生に誓約させるため、法人は、別に定める様式による誓約書を実習生に提出させるものとする。
- 6 実習生は、実習期間中における自己の感染症が疑われる場合又は発覚した場合には、直ちに法人の実習指導者に報告しなければならない。
- 7 実習委託者は、実習期間終了後において、法人の実習期間中における当該実習生の感染症が疑われる場合又は発覚した場合には、直ちに法人に報告しなければならない。

(医療安全)

- 第5条 法人の実習指導者は、実習生に対し、実習開始前までに医療安全に関する研修を実施しなければならない。
- 2 法人の実習指導者が前項に定める研修を実施し、当該内容を遵守することを実習生に誓約させるため、法人は、別に定める様式による誓約書を実習生に提出させるものとする。
  - 3 前項の様式は、当該様式記載事項を具備した書面をもって代えることができる。
  - 4 実習生は、医療事故が発生した場合には、直ちに法人の実習指導者に報告しなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 実習生は、実習期間中に知り得た法人及び患者の秘密を実習期間中及び実習期間終了後においても、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第7条 法人は、実習生に対し、個人情報の取り扱いにおいて法人職員と同等の義務を課すものとする。
- 2 実習委託者は、実習生に対し、あらかじめ個人情報の保護に関する十分な指導を行うものとする。
  - 3 法人の実習指導者は、実習生に対し、実習開始前及び実習期間中に、個人情報の取扱いに関し必要な指導を行わなければならない。
  - 4 法人は、別に定める様式による誓約書を実習生に提出させるものとする。
  - 5 前項の様式は、当該様式記載事項を具備した書面をもって代えることができる。
  - 6 実習委託者は、実習生が法人の保有する個人情報を漏洩又は不正使用したことを把握した場合には、法人に報告しなければならない。

(実習の停止及び承諾取消し)

第8条 法人は、実習生がこの要綱の規定に反する行為又は相応しくない行為を行った場合並びに第4条第3項の規定により、法人が実習生に対し、実習の全部を制限する場合には、当該実習生の実習の停止又は承諾取消しを行うことができる。

2 法人は、前項の規定により実習の停止又は承諾取消しを行う場合には、別に定める様式による実習停止または承諾取消しに係る決定通知書により実習委託者に通知する。

(損害賠償等)

第9条 実習委託者は、当該実習生の責に帰すべき事由により法人に損害を与えた場合、損害賠償等の責任を負うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、法人と実習委託者との協議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。